

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年度（2024年度）第13回（定例会）

署名人 安里恒男
教育長 宮里寿子

開催日時 令和6年（2024年）10月23日（水）

開会 午後1時30分

閉会 午後1時50分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

宮里寿子教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長

【学校教育部】比嘉真一郎部長、平良進副部長

（学務課）稲森恵子課長、仲宗根健副参事、松井都矢子主幹、吉川朋秀主任主事

（学校教育課）濱川太課長、平良真哉副参事、運天弘和管理主事、亀川智管理主事、仲村海主任主事

議事日程 ※全日程、非公開。ただし、日程1は議会の議決後に会議録公開。

- 1 議案第30号 那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定
に関する意見の申出について【学務課】
- 2 報 告 1 教育長が臨時代理したことについて※管理職途中人事異動内申【学校教育課】

議事録作成（総務課）

宮里教育長 定刻となりましたが、教育委員会会議を始める前に、少しご報告をします。先週、那覇市が福州市と姉妹都市を結んでいるということで、松島小、松島中、上山中の3校の児童生徒15名を連れて福州市に3泊4日の交流会をして来ました。5年ぶりだそうです。素晴らしい経験でした。平和交流・男女参画課が企画していたんですけれども、子ども達は現地でホームステイもして、非常に素晴らしい企画だなと思ったので、ご報告します。

では、これよりですね。令和6年度第13回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日は、議案1件、報告1件となっております。議事録署名は、安里委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ここで非公開について諮りたいと思います。議案第30号は、議会への提案前の内容が含まれているため、報告1は、人事に関する案件のため、非公開とすることが適当と思われます。ただし、議案30号の会議録は議会の議決後に公開したいと思います。議案第30号及び報告1を非公開としてもよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、非公開といたします。関係者以外の退席をお願いします。

～非公開（議会議決後公開）～

では、審議に入りますが、議案第30号「那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」の説明をお願いします。比嘉学校教育部長、よろしくお願いします。

比嘉部長 よろしくお願いします。議案第30号「那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」、提案理由を申し上げます。那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定のため、市議会へ提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に基づき、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、学務課よりご説明します。

宮里教育長 お願いいたします。

松井主幹 学務課 松井と申します。よろしくお願いいたします。まず、今回の条例改正の趣旨をご説明いたします。住民の利便性向上や行政運営の効率化のため、地方自治体の基幹業務システムを全国で統一・標準化する国の施策として、自治体システム標準化というものがあり、20事業でこの標準化が義務化されております。就学援助は、この20事業に含まれおり、那覇市では、令和8年1月に標準化システム稼働を予定しております。システムを利用し、就学援助等の業務に関連する申請者等の他市町村税関係や住民票関係などの情報を得ることを予定しております。その為には、個人番号を利用する事務として条例に定め、かつ、個人情報保護委員会へ届け出ることが必須

となります。その届け出を提出してから、実際に情報連携できるまでには、約1年の期間が必要となるため、令和7年1月に届け出をするために、11月定例会へ条例改正を付議する必要があるとございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、教育に関する事務について定める議会の議決を経る議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならないとあります。資料の1ページは、その意見に対する申出、2ページから3ページは、議会提案のかがみ文と提案理由説明となります。

次に、4ページをお開きください。条例の主な改正点をご説明いたします。第3条第1項、「市長の事務で次に掲げるもの」というところを、「次に掲げるもの」に改めます。これまで、教育委員会内に個人番号を取り扱う事務がなかったため、「市長の事務で」となっておりましたが、5ページのほうにあります別表第1、(7)の号として「特別支援教育就学奨励費」、(8)の号として「就学援助」を追加するため、第3条第1号の文から削除し、同条第2号及び第3号に「市長が行う」という文言を加えております。

5ページから6ページに掲載があります別表第3については、市長部局と情報連携を行うための規定となっており、市長部局から住民票関係や税関係などの情報を得るため、追加しております。この条例改正に伴い、施行規則の改正を予定しており、参考のため、資料として7ページから8ページに添付しております。

9ページから41ページは、条例改正前の条例と施行規則になります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

宮里教育長 はい、ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。安里委員、お願いいたします。

安里委員 説明ありがとうございます。提案理由の説明の3ページで、「本案は、特定の個人を識別するための番号を利用して処理する事務について」ということでありますけれども、一方で、市民のプライバシーを侵害しないようにということで、個人情報の適切な取り扱いを確保するとか、あるいは、漏洩とか不正を防ぐということも、当然、措置も行われているだろうと思いますけれども、その辺りは、どうですか。

稲森課長 「那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例」として条例で定めていたり、また、「那覇市個人情報の取扱いに関する安全管理要綱」ということで定められております。その中で、管理責任者を決めたり、担当者を決めたり、具体的に担当者を決めて管理していく、どの部分でしか利用できませんよ、という取り扱いを決めています。今現在も取り組んでいるものではあります、今後も引き続き取り組んでまいります。

安里委員 しっかり、そういった措置を講じて取り組んで行くということだと思いますけど、先程のご説明の中で、標準化システムが機能していくということが重要だというお話しでしたけれども、この標準化システムをするということで、この現行条例のどこに

問題があつて、それを改正する必要とあるというのは、特にどの辺のところが改正に向けて非常に重要というか、標準化システムの導入ということがありましたけれども、そうすることによって、何かが機能して行くみたいな、何かがスピーディーになって行くとか、どうでしょうか。

松井主幹 まず、個人番号を取り扱う事務というのは、法令で決められた事務、決められた事務にしか利用してはいけないというのがあります。法律の中で、「条例で定めることにより利用することが出来る」ということがありますので、今回、那覇市の条例に学務課の事務を載せて、利用できるようにするという形になっております。これによって、市外の住民票を持っておられる方のデータを紙で提出してもらうのではなくて、マイナンバー、個人番号を記載していただいて承諾を得られれば、こちらのほうで情報連携として、各市町村の情報を確認して、直ぐ審査が始まるというような形になりますので、事務的にもスピーディーになりますし、申請者の方々も色々役所を廻って提出書類を揃えて、ここに申請しなければならないというのが、簡素化されるという形を予定しています。

安里委員 那覇市は、そういった特別支援に関する補助ですか、そういったものに熱心にやっていますよね。こういったものが導入することによって、スピーディーに対応して行くということで理解して良いんでしょうかね。はい、ありがとうございます。

宮里教育長 はい、ほかにもありますか。この5ページの別表の(7)と(8)が、今回の改正で入っているという考え方で良いんですね。これまでは、(6)までが市長の事務というところで市長が入っていたというのが、教育委員会でも、この2つに関してというところで、代わったということでもいいんですね。ほかにも、ありますでしょうか。よろしいですか。それでは議案第30号「那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり、決定してもよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということなので、議案第30号「那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、可決いたしました。どうも、お疲れ様でした。

～非公開（議会議決後公開）～

～非公開～

～ 非公開 ～

宮里教育長 それでは、以上を持ちまして、令和6年度第13回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。ありがとうございました。

案件の審議結果

議案第30号	那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
報告1	教育長が臨時代理したことについてとお り ※管理職途中人事異動内申	承認